

福岡県犯罪被害者等支援計画の実施状況（令和元年度）について

1 趣旨

本県では、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、福岡県犯罪被害者等支援条例第10条の規定に基づき、平成30年12月に福岡県犯罪被害者等支援計画を策定（計画期間：令和元～3年度）。

条例第11条の規定に基づき、計画期間の1年目である令和元年度の実施状況について報告するもの。

2 概要

計画に定める85の具体的施策のうち、83施策は実施中、2施策は実施に向け検討中であり、概ね順調に進捗している。

令和元年度は、犯罪被害者等の相談窓口を充実強化するとともに、犯罪被害者等の損害回復及び経済的負担の軽減を図るため、下記のとおり支援体制を整備した。

- ・「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」の北九州相談窓口の開設日拡充、筑後・筑豊相談窓口の開設
- ・「性暴力被害者支援センター・ふくおか」への精神科医、弁護士等の専門家配置
- ・犯罪被害者等を対象とした無料法律相談制度、損害賠償請求訴訟再提訴時申立手数料助成制度の創設

3 具体的施策の実施状況

支援計画に掲げる具体的施策の実施状況は以下のとおり。

| | | 施策数 | 実施中 | 検討中 |
|---------|-------------------|-----|-----|-----|
| 施策の柱 | 1 支援体制の整備・充実 | 30 | 29 | 1 |
| | 2 精神的・身体的被害の回復・防止 | 30 | 29 | 1 |
| | 3 損害回復・経済的支援等 | 26 | 25 | 1 |
| | 4 県民等の理解の増進 | 14 | 14 | 0 |
| 合計 | | 100 | 97 | 3 |
| うち再掲を除く | | 85 | 83 | 2 |

「実施中」：令和元年度までに実施

「検討中」：実施に向け検討中

4 具体的施策の実施状況一覧

基本方針 1 犯罪被害者等支援体制の整備・充実

・施策の柱 1 支援体制の整備・充実

| 基本的施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|----------------|--|---|
| (1) 相談及び情報の提供等 | ①福岡犯罪被害者総合サポートセンターの運営及び相談体制の充実 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> 福岡犯罪被害者総合サポートセンターにおいて、犯罪被害者等からの相談に対応 相談件数：電話相談 684 件、直接支援 103 件 北九州相談窓口の開設日を週 2 日から週 3 日に拡充、筑豊・筑後相談窓口を開設 |
| | ②性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営及び相談体制の充実 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> 性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、性暴力被害者等からの相談に対応 相談件数：電話相談 2,502 件、直接支援 257 件 相談員への助言等を行う専門家（精神科医、弁護士、社会福祉士）をセンターに配置 |
| | ③犯罪被害者等への法律相談支援 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等からの刑事裁判や民事裁判に関する相談について、弁護士による無料法律相談を実施 |
| | ④関係機関と連携した緊急支援体制の構築 「検討中」 | <ul style="list-style-type: none"> 重大事案が発生した場合の犯罪被害者等への支援体制について、関係機関（県警察、弁護士会、臨床心理士会、（公社）福岡犯罪被害者支援センター）と協議 |
| | ⑤市町村における適切な情報提供のための支援 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村犯罪被害者等支援担当課長会議において、国や県の犯罪被害者等に対する支援情報を提供するとともに、市町村間の情報交換を実施 市町村や関係機関の犯罪被害者等支援担当者を対象として、犯罪被害者遺族による講演や事例検討等を行う研修を実施 |
| | ⑥「犯罪被害者等支援の手引き」の配布による相談・支援体制の充実 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村や関係機関の犯罪被害者等支援担当者を対象として、「犯罪被害者等支援の手引き」を活用した事例検討等を行う研修により、相談対応能力の向上や関係機関等相互の連携を促進 |
| | ⑦犯罪被害者相談「心のリリーフ・ライン」の効果的な運用 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> 「心のリリーフ・ライン」において、犯罪被害者等からの相談に対応 相談件数：616 件 相談内容に応じて、福岡犯罪被害者総合サポートセンター等の関係機関と連携した被害者支援を実施 |
| | ⑧性犯罪被害相談電話「# 8 1 0 3（ハートさん）」の効果的な運用 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪被害相談電話「# 8 1 0 3」の通話料を無料化し、利便性を向上 相談内容に応じて、性暴力被害者支援センター・ふくおか等の関係機関と連携した被害者支援を実施 |

| 基本的 施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|-------------------|---|--|
| （１） 相談及び情報の提供等 | ⑨配偶者からの暴力（DV） 被害者に対する相談の実施 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者暴力相談支援センター及び「福岡県配偶者からの暴力相談電話」（夜間・休日の相談電話）において、DV被害者からの相談に対応 相談件数：2,208件（うち夜間・休日445件） ・ 「男性DV被害者のための相談ホットライン」、「LGBTの方のDV被害者相談ホットライン」において、DV被害にあった男性や性的少数者からの相談に対応 男性相談件数：56件 性的少数者相談件数：11件 ・ 福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、DV被害者からの相談に対応 相談件数：429件 |
| | ⑩婦人相談員による相談の実施 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉（環境）事務所において、婦人相談員が性暴力等被害を受けた女性からの相談に対応 |
| | ⑪児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所に児童福祉法務専門監（弁護士）を配置 ・ 困難事例に対するスーパーバイズを行う事例検討委員会を開催 ・ 児童虐待防止医療ネットワーク事業拠点病院（県内2か所）を指定 |
| | ⑫児童虐待に対する夜間・休日対応 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所において、24時間いつでも相談を受ける体制を整備 夜間・休日相談件数：5,291件 |
| | ⑬学校内における連携、相談体制の充実及び相談対応能力の向上等 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内全て（指定都市除く）の公立小・中学校、義務教育学校、県立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校及び教育事務所にスクールカウンセラーを配置 ・ 校内の各種会議へスクールカウンセラーが参加することで、校内の連携・教育相談体制を充実 ・ 私立高等学校に対して、スクールカウンセラーの配置に要する経費を助成 |

| 基本的 施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|------------------|--|--|
| (2) 人材の 育成 | ①犯罪被害者等支援に従事する職員に対する研修会の開催及び充実 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や関係機関の犯罪被害者等支援担当者を対象として、犯罪被害者遺族による講演や事例検討等を行う研修を実施 ・県警察学校や各警察署での教養において、犯罪被害者遺族の講演を組み込む等、犯罪被害者等への理解を深める教養を充実 ・各警察署の犯罪被害者等支援担当職員等を対象として、被害者への適切な対応や代理受傷の防止等に関する研修を実施 ・県警本部及び各警察署の担当者を対象として、ストーカー・DV事案の対処等に関する教養を実施 ・被害少年の支援を行う少年補導職員を対象として、児童心理学等の専門教育や司法面接研修を実施 |
| | ②「犯罪被害者等支援の手引き」の配布による相談・支援体制の充実【再掲】 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や関係機関の犯罪被害者等支援担当者を対象として、「犯罪被害者等支援の手引き」を活用した事例検討等を行う研修を実施 |
| | ③民間支援団体等における人材育成に対する支援 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体が行う防犯活動等に関する研修に、「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー」を派遣 ・（公社）福岡犯罪被害者支援センターが行う人材育成研修に、県警察の犯罪被害者支援担当職員を講師派遣 |
| | ④（公社）福岡犯罪被害者支援センター相談員向け専門研修の実施 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・センター相談員を対象として、被害者の心理状態を踏まえた相談対応や被害者の低年齢化に対応した司法面接などに関する専門研修を実施 |
| | ⑤婦人相談員等に対する研修の実施 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談員等を対象として、DVや性暴力に関する知識、相談技術の習得等のための研修を実施 |
| | ⑥虐待を受けた子どもの保護等に従事する職員に対する研修の充実 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所や市町村等の担当職員を対象とした、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、児童福祉司任用前講習会・任用後研修、緊急時の子どもの保護や家庭援助を適切に行うための専門研修を実施 |
| | ⑦児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための取組 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・県警察学校において、児童虐待防止対策に関する教養を実施 |
| | ⑧高齢者虐待対応のための体制の充実 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や地域包括支援センターの担当職員を対象として、高齢者虐待への対応力の向上及び虐待防止に対する意識啓発のための研修を実施 |
| | ⑨障がい者虐待防止等のための体制の充実 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や障がい福祉サービス事業所の担当職員を対象として、障がい者虐待の防止や通報への適切な対応等のための研修を実施 |

| 基本的 施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|-------------------------|---|---|
| （３） 民間支援団体 に対する支援 | ①（公社）福岡犯罪被害者支援センター相談員の代理受 傷防止のための支援 「実施中」 | ・相談員の心理的ケアを行う精神科医を（公社）福岡犯罪被害者支援センターに配置 |
| | ②福岡犯罪被害者総合サポートセンターの相談体制の充実【再掲】 「実施中」 | ・福岡犯罪被害者総合サポートセンターにおいて、犯罪被害者等からの相談に対応 相談件数：電話相談 684 件、直接支援 103 件 ・北九州相談窓口の開設日を週 2 日から週 3 日に拡充、筑豊・筑後相談窓口を開設 |
| | ③性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談体制の充実【再掲】 「実施中」 | ・性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、性暴力被害者等からの相談に対応 相談件数：電話相談 2,502 件、直接支援 257 件 ・相談員への助言等を行う専門家（精神科医、弁護士、社会福祉士）をセンターに配置 |
| | ④（公社）福岡犯罪被害者支援センター相談員向け専門研修の実施【再掲】 「実施中」 | ・センター相談員を対象として、被害者の心理状態を踏まえた相談対応や被害者の低年齢化に対応した司法面接などに関する専門研修を実施 |
| | ⑤民間支援団体の支援活動に対する協力 「実施中」 | ・県や県警察が実施する各種キャンペーンや研修等において、（公社）福岡犯罪被害者支援センターの活動を周知 ・行政機関や民間施設に対し、「犯罪被害者支援協賛自動販売機」の設置を促進 |
| （４） 個人情報等の適切な管理 | ①各機関における個人情報管理規程の整備等 「実施中」 | ・市町村や関係機関の犯罪被害者等支援担当者を対象とした研修において、各機関における個人情報管理規程に基づく犯罪被害者等に係る個人情報の適切な管理を依頼 |
| | ②犯罪被害者等支援に係る業務委託先である（公社）福岡犯罪被害者支援センターに対する、個人情報取扱状況の監督の実施 「実施中」 | ・（公社）福岡犯罪被害者支援センターに対し、個人情報取扱方法を確認するとともに、随時、取扱状況を点検 |
| | ③犯罪被害者等に関する個人情報の保護 「実施中」 | ・報道発表を行う場合には、事案に対する社会的関心や犯罪被害者等のプライバシーの保護等の事情を総合的に勘案し、適切な発表内容となるよう配慮 |

基本方針2 精神的・身体的被害及び生活基盤の回復

・施策の柱2 精神的・身体的被害の回復・防止

| 基本的 施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|----------------------|---|---|
| (1) 心身に受けた影響からの回復 | ①性暴力被害者等に対するカウンセリングの実施 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、臨床心理士によるカウンセリングを実施 ・性暴力被害者等の精神科診療に係る医療費公費支出制度について、関係機関と協議（令和2年6月から制度実施） |
| | ②性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談体制の充実【再掲】 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、性暴力被害者等からの相談に対応 相談件数：電話相談2,502件、直接支援257件 ・相談員への助言等を行う専門家（精神科医、弁護士、社会福祉士）をセンターに配置 |
| | ③犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施及び充実 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・「心のリリーフ・ライン」において、犯罪被害者等からの相談に対応 相談件数：616件 ・カウンセリング費用の公費支出制度の適切な運用により、犯罪被害者等の精神的被害からの早期回復のための支援を充実 |
| | ④学校内における連携、相談体制の充実及び相談対応能力の向上等【再掲】 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内全て（指定都市除く）の公立小・中学校、義務教育学校、県立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校及び教育事務所にスクールカウンセラーを配置 ・校内の各種会議へスクールカウンセラーが参加することで、校内の連携・教育相談体制を充実 ・私立高等学校に対して、スクールカウンセラーの配置に要する経費を助成 |
| | ⑤性犯罪に遭った児童生徒に対する学校での対応の充実 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内全て（指定都市除く）の公立小・中学校、義務教育学校、県立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校及び教育事務所にスクールカウンセラーを配置 ・校内の各種会議へスクールカウンセラーが参加することで、校内の連携・教育相談体制を充実 ・私立高等学校に対して、スクールカウンセラーの配置に要する経費を助成 |

| 基本的 施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|---|---|---|
| (1) 心身に受けた影響からの回復 | ⑥少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内全て（指定都市除く）の公立小・中学校、義務教育学校、県立高等学校、県立中等教育学校、県立特別支援学校及び教育事務所にスクールカウンセラーを配置 ・校内の各種会議へスクールカウンセラーが参加することで、校内の連携・教育相談体制を充実 ・私立高等学校に対して、スクールカウンセラーの配置に要する経費を助成 |
| | ⑦犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学校復帰等を支援する訪問相談員による家庭訪問等を実施 ・（一社）福岡県私学教育振興会に対して、児童生徒の学校復帰等を支援する学習支援センターの運営費を助成 |
| (2) 安全の確保 | ①一時避難場所の確保 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・再被害のおそれのある被害者等に対して、一時避難に係る宿泊費用の公費支出を実施 |
| | ②保護対策の推進 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団から危害を加えられる恐れのある被害者等に対し、保護対策を実施 |
| | ③再被害防止措置の推進 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等のための制度や最新情報を取りまとめた「被害者の手引」を作成し、被害者等に交付 ・再被害のおそれのある被害者等を再被害防止対象者に指定し、検察庁や刑事施設等の関係機関と情報を共有 ・自治体に対し、DV被害者に関する情報を提供 ・DV・ストーカー被害者宅に防犯カメラを設置 |
| | ④地域警察官による犯罪被害者等への訪問活動の推進等 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の要望を踏まえ、地域警察官が訪問し、情報提供や防犯指導を実施 |
| | ⑤ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等への適切な対応 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・再被害のおそれのある被害者等に対して、一時避難に係る宿泊費用の公費支出を実施 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」において、ストーカー・DV・リベンジポルノ被害防止に関する街頭啓発等を実施 ・ストーカー加害者等に対して、精神保健福祉士の面談や医療機関の受診による更生対策を実施 |
| ⑥配偶者からの暴力等被害者の一時保護の実施及び一時保護体制の充実 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談所等の保護施設においてDV被害者の一時保護を実施 ・「配偶者からの暴力防止対策連絡会議」及び「地域連絡会議」を開催し、関係機関や市町村の連携を強化 ・DV被害にあった男性や性的少数者が緊急時に避難するホテルを確保し、安全の確保を実施 | |

| 基本的 施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|----------------------------|--|--|
| (2) 安全の確保 | ⑦配偶者暴力防止法に基づく 保護命令の適切な実施 「実施中」 | ・裁判所が加害者に対し被害者への接近禁止等を命じる保護命令を発した場合、配偶者暴力相談支援センター及び県警察が連携して、被害者に対し、被害を防止するための留意事項や緊急時の通報等について教示を実施 |
| | ⑧児童虐待による被害児童の 一時保護の実施 「実施中」 | ・児童相談所等の保護施設において被害児童の一時保護を実施 ・児童相談所に学習指導専門員等を配置 ・児童相談所に個室を整備し、居住場所の環境を改善 |
| | ⑨子どもを対象とする暴力的 性犯罪の再犯防止 「実施中」 | ・子どもに対する性犯罪の前歴者に対し、警察職員の面談による更生・社会復帰に向けた支援を実施 |
| | ⑩児童虐待の防止、早期発 見・早期対応のための連携 「実施中」 | ・児童相談所に警察官を配置するなど、児童相談所と県警察が連携して、被害児童の安全確保を最優先とした対応を実施 |
| (3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 | ①関係機関と連携した緊急支 援体制の構築【再掲】 「検討中」 | ・重大事案が発生した場合の犯罪被害者等への支援体制について、関係機関（県警察、弁護士会、臨床心理士会、（公社）福岡犯罪被害者支援センター）と協議 |
| | ②性暴力被害者支援センタ ー・ふくおかにおける証拠 資料採取事業の実施 「実施中」 | ・被害者が希望する場合、性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて証拠採取 ・「デートレイプドラッグ」といわれる睡眠薬等を、証拠採取の検査対象に追加 |
| | ③捜査に関する適切な情報提 供等 「実施中」 | ・被害者等への連絡責任者等を指定し、被害者等の要望に沿った捜査状況等の情報を提供 |
| | ④交通事故事件被害者等の心 情やニーズを踏まえた適切 な支援等 「実施中」 | ・全警察署に対し、被害者等への適切な情報提供等についての指導を実施 |
| | ⑤刑事手続等に関する情報提 供の充実 「実施中」 | ・犯罪被害者等のための制度や最新情報を取りまとめた「被害者の手引」を作成し、被害者等に交付 ・外国人被害者向けの犯罪被害者支援リーフレット（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）を作成し、被害者等に交付 |
| | ⑥性犯罪捜査を担当する係へ の女性警察官の配置等 「実施中」 | ・女性警察官を福岡地区機動鑑識係（3名）及び北九州地区機動鑑識係（2名）に配置 ・性犯罪捜査を担当する女性警察官等を対象とした、カウンセリング等研修会を実施 |
| | ⑦犯罪被害者等に関する個人 情報の保護【再掲】 「実施中」 | ・報道発表を行う場合には、事案に対する社会的関心や犯罪被害者等のプライバシーの保護等の事情を総合的に勘案し、適切な発表内容となるよう配慮 |

| 基本的 施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|-------------------------|---------------------------------------|--|
| (3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等 | ⑧証拠物件の適切な保管・管理を通じた早期還付手続等の実施 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠物件管理システムによる適正な保管・管理を実施 ・ 全警察署に対し、証拠物件の適正管理に関する業務指導を実施 |
| | ⑨医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関及び性暴力被害者支援センター・ふくおかに対し、警察への被害申告前の性犯罪被害者からの証拠採取等について協力を依頼 ・ 医療機関に対し、証拠採取に係るマニュアルを配付 |
| | ⑩被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害少年に対し、部内臨床心理士によるカウンセリング及び公費負担によるカウンセリングを実施 ・ 少年サポートセンターにおいて、少年相談に対応 相談件数（面接及び電話等）：2,126件 |
| | ⑪被害児童からの事情聴取における配慮 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年補導員等に対し、被害児童に配慮した聴取の方法等について専門家（医師、大学講師）による助言・指導を実施 ・ 県警察、検察庁、児童相談所が連携し、被害児童の協同面接や三者協議を実施 |
| | ⑫犯罪被害者等の心情に配慮した環境の整備 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども用玩具等の配置により相談室の環境を整備 ・ 捜査過程における被害者等の送迎等に被害者支援専用車両を活用 |
| | ⑬再被害防止措置の推進【再掲】 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等のための制度や最新情報を取りまとめた「被害者の手引」を作成し、被害者等に交付 ・ 再被害のおそれのある被害者等を再被害防止対象者に指定し、検察庁や刑事施設等の関係機関と情報を共有 ・ 自治体に対し、DV被害者に関する情報を提供 ・ DV・ストーカー被害者宅に防犯カメラを設置 |

基本方針2 精神的・身体的被害及び生活基盤の回復

・施策の柱3 損害回復・経済的支援等

| 基本的 施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|-----------------------|------------------------------------|---|
| (1) 損害賠償の請求についての援助 | ①損害賠償請求訴訟再提訴時の支援 「実施中」 | ・犯罪被害者等を対象とした、損害賠償請求訴訟再提訴時申立手数料助成制度の創設 |
| | ②犯罪被害者等への法律相談支援【再掲】 「実施中」 | ・犯罪被害者等からの刑事裁判や民事裁判に関する相談について、弁護士による無料法律相談を実施 |
| | ③日本司法支援センターとの連携 「実施中」 | ・関係機関・団体で構成する犯罪被害者支援協議会において、日本司法支援センターにおける被害者支援事業を周知 |
| | ④損害賠償請求等に関する情報提供の充実 「実施中」 | ・暴力団等に対する損害賠償請求や交通事故に関する各種制度に関するパンフレット等を作成し、警察本部や各警察署等での配付や各種会合での広報などにより、情報提供を充実 |
| | ⑤暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実 「実施中」 | ・暴力団犯罪の被害者に対し、（公財）福岡県暴力追放運動推進センターから見舞金を支給 ・暴力団事務所撤去に関する助言、相談や訴訟に係る支援金の支給等により、被害回復のための支援を充実 |
| | ⑥交通事故相談所における相談 「実施中」 | ・交通事故相談所において、電話、来所相談及び巡回相談を実施 相談件数：659件 |
| | ⑦犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進 「実施中」 | ・金融機関に対し、悪質商法事犯、ヤミ金融事犯や特殊詐欺等に悪用された口座凍結のための情報を提供 ・特殊詐欺等の被害者に対し、損害回復に係る各種制度の情報を提供 |
| (2) 経済的負担の軽減 | ①性暴力被害者等への公費支出制度の周知 「実施中」 | ・市町村や関係機関へのチラシ配付、県ホームページ等により周知 |
| | ②犯罪被害者等への法律相談支援の周知 「実施中」 | ・市町村や関係機関へのチラシ配付、県ホームページ等により周知 |
| | ③犯罪被害給付制度の周知等 「実施中」 | ・県警ホームページや自治体広報誌等により周知 ・給付金支給の対象となる被害者等に対して、制度内容や手続について教示 |
| | ④（公財）犯罪被害救援基金との連携による救済の実施 「実施中」 | ・（公財）犯罪被害救援基金による支援金支給の対象となる被害者等に対し、制度内容や手続について教示 |

| 基本的 施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|--------------------------|---|--|
| (2) 経済的負担の軽減 | ⑤医療費等の公費支出制度の 周知 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等のための制度を取りまとめた「被害者の手引」を活用した対象者への確実な制度説明を実施 ・ 県警ホームページにより周知 |
| (3) 居住の 安定等 | ①犯罪被害の発生直後における 居住場所の確保等 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再被害のおそれのある被害者等に対して、一時避難に係る宿泊費用の公費支出を実施 ・ 自宅が被害現場となった被害者等に対して、ハウスクリーニング費用の公費支出を実施 |
| | ②公営住宅等への優先入居及び 一時入居等 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等に対し、県営住宅の一時的な提供や申し込み時の優遇措置を実施 |
| | ③関係団体との連携による居 住場所の確保 「検討中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等の居住場所の確保のあり方について関係団体と協議 ・ 犯罪被害者等の住宅確保要配慮者からの相談をワンストップで解決する居住支援体制を検討 |
| | ④配偶者からの暴力等被害者の 一時保護の実施及び一時 保護体制の充実【再掲】 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性相談所等の保護施設においてDV被害者の一時保護を実施 ・ 「配偶者からの暴力防止対策連絡会議」及び「地域連絡会議」を開催し、関係機関や市町村の連携を強化 ・ DV被害にあった男性や性的少数者が緊急時に避難するホテルを確保し、安全の確保を実施 |
| | ⑤児童虐待による被害児童の 一時保護の実施【再掲】 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所等の保護施設において被害児童の一時保護を実施 ・ 児童相談所に学習指導専門員等を配置 ・ 児童相談所に個室を整備し、居住場所の環境を改善 |
| | ⑥児童虐待による被害児童の 社会的養護の実施 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待による被害児童に対し、里親等への委託や乳児院、児童養護施設等への入所措置を実施 |
| (4) 雇用の 維持及び 確保 | ①年代別・対象別就職支援セ ンターにおける就職支援 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等を含む求職者に対し、個別相談、就職支援セミナー、合同会社説明会等の就職支援を実施 |
| | ②ひとり親家庭等の自立の総 合的支援 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親サポートセンターにおいて、求人情報提供等の就業支援や養育費相談等による、ひとり親家庭等の自立の総合的支援を実施 |
| | ③高等技術専門校における公 共職業訓練 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等を含む求職者に対し、施設内訓練や民間教育機関を活用した委託訓練による職業訓練を実施 |
| | ④個別労働紛争解決制度の活 用等 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者支援事務所において、解雇、賃金未払い、セクハラ・パワハラ等に係る労働相談や労働者と使用者の間に立って意見の調整を図るあっせんを実施 |

| 基本的 施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|--------------------|-----------------------|--|
| （５） 日常生活の 支援 | ①病院等への付添い支援 「実施中」 | ・福岡犯罪被害者総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、病院受診や裁判の付添い等、犯罪被害者等の状況に応じた付添い支援を実施 |
| | ②市町村窓口等の情報提供 「実施中」 | ・福岡犯罪被害者総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、市町村や県の福祉窓口等と連携し、生活福祉支援情報を提供 |
| | ③育児サービス情報の提供 「実施中」 | ・育児サービスを必要とする犯罪被害者等に対し、市町村を通じ、地域の子育て支援情報を提供 |
| | ④介護サービス情報の提供 「実施中」 | ・介護サービスを必要とする犯罪被害者等に対し、介護サービス事業所や介護保険施設の開設・廃止等の情報を提供 |

基本方針3 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

・施策の柱4 県民等の理解の増進

| 基本的 施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|--------------------------|------------------------------------|---|
| (1) 事業者の 理解の 増進 | ①犯罪被害者の被害回復のための休暇制度の普及促進 「実施中」 | ・事業所や関係機関に対し、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度に関するチラシ等を配付 |
| | ②犯罪被害者等への事業者の理解の増進 「実施中」 | ・事業主向けセミナーにおいて、福岡犯罪被害者総合サポートセンターのチラシ等を配付 |
| | ③ひとり親家庭等の自立の総合的支援【再掲】 「実施中」 | ・ひとり親サポートセンターにおいて、求人情報提供等の就業支援や養育費相談等による、ひとり親家庭等の自立の総合的支援を実施 |
| | ④高等技術専門校における公共職業訓練【再掲】 「実施中」 | ・犯罪被害者等を含む求職者に対し、施設内訓練や民間教育機関を活用した委託訓練による職業訓練を実施 |
| | ⑤個別労働紛争解決制度の活用等【再掲】 「実施中」 | ・労働者支援事務所において、解雇、賃金未払い、セクハラ・パワハラ等に係る労働相談を実施 |
| (2) 県民の 理解の 増進 | ①犯罪被害者週間を中心とした集中的な広報啓発の実施 「実施中」 | ・街頭キャンペーンやホームページ等による広報啓発を実施 ・県庁ロビーにおいて啓発パネル展を開催 ・被害者支援フォーラムを開催 |
| | ②犯罪被害者等への県民の理解の増進 「実施中」 | ・県ホームページ等により、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性、各種相談窓口の紹介などの広報啓発を実施 |
| | ③犯罪被害者等に関する県民の意識の把握 「実施中」 | ・平成30年度に県民意識アンケート調査を実施 (次回は令和3年度に実施予定) |
| | ④犯罪被害者等支援に関する理解の増進 「実施中」 | ・犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」等のリーフレット配布による広報啓発を実施 ・小学1年生の保護者に対し、保護者用リーフレットを配付 ・大学、専門学校、関係機関、警察署等に対し、外国人用リーフレット（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）を配付 |
| | ⑤交通事故被害等に関する県民の理解増進 「実施中」 | ・飲酒運転による交通事故等の被害者の遺品を展示する、「生命（いのち）のメッセージ展」を開催 ・県、県警及び関係機関等による、交通安全県民運動を実施 |

| 基本的 施策 | 具体的施策 | 令和元年度の実施（検討）状況 |
|-------------------------|--|--|
| (2) 県民の 理解の 増進 | ⑥配偶者からの暴力に関する 広報啓発事業の実施 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、DV被害防止のための街頭啓発、商業施設等におけるポスター掲示、カード配布による広報啓発を実施 ・ 県内の中学1年生及び高校1年生に対し、交際相手からの暴力防止及び性暴力防止啓発リーフレットを配布 ・ 中学校、高等学校に対し、デートDV等に関する講師を派遣 |
| | ⑦児童虐待防止推進月間を中心とした広報啓発事業の実施 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、児童虐待防止講演会の開催や県広報誌等による広報啓発を実施 |
| | ⑧学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校の教職員に対し、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育に関する研修等を実施 ・ 県内私立学校に対し、人権・同和教育の充実等について依頼 |
| | ⑨児童・生徒を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等 「実施中」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校及び私立高等学校に対し、飲酒運転撲滅推進アドバイザー派遣事業について周知 ・ 中学校及び高等学校において、犯罪被害者遺族の講演等を行う「命の大切さを学ぶ教室」を実施 ・ 大学において、県警察職員による犯罪被害者支援に関する講義を実施 |